

山田町営建設工事最低制限価格制度実施要領

平成 23 年 4 月 1 日企財第 5 号

改正

平成 25 年 3 月 22 日

平成 25 年 6 月 11 日

平成 28 年 4 月 13 日

平成 29 年 3 月 23 日

令和 3 年 3 月 26 日

令和 5 年 3 月 1 日

令和 7 年 3 月 28 日

(趣旨)

第 1 この要領は、町が条件付一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により町営建設工事の請負契約を締結しようとする場合に係る地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 第 2 項（政令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）に基づく最低制限価格制度（以下「最低制限価格制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領において「町営建設工事」とは、町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成 23 年山田町告示第 26 号）第 2 条第 1 号に定める町営建設工事をいう。

(対象工事)

第 3 最低制限価格制度の実施の対象となる町営建設工事（以下「対象工事」という。）は、原則として、予定価格が 200 万円を超える工事とする。

(最低制限価格の設定等)

第 4 最低制限価格は、次の表の左欄に掲げる予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）算出の基礎となった額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を合計した額（以下「基準価格」という。）に、変動係数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、

その額が、当該予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては当該 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、当該予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

予定価格算出の基礎となった額	割合
直接工事費の額	10 分の 9.7
共通仮設費の額	10 分の 9
現場管理費の額	10 分の 9
一般管理費の額	10 分の 6.8

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、最低制限価格を対象工事の予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額から 10 分の 9.2 を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

3 前 2 項の最低制限価格の設定は、最低制限価格算定調書（別記様式第 1）により算定し、当該設定をするものとする。ただし、変動係数については、次項の規定により設定するものとする。

4 第 1 項の変動係数は、0.9900 から 1.0100 までの範囲で 0.0002 刻みの数値とし、開札時に入札執行者（町長又は山田町町長部局代決専決規程（昭和 57 年山田町訓令第 1 号）別表に定める入札会の執行について専決する職員のことをいう。以下同じ。）が電子計算機により無作為に抽出して設定するものとする。

5 入札執行者は、前項の規定により設定した変動係数を、変動係数調書（別記様式第 2）に記録しなければならない。

（予定価格調書への記載）

第 5 対象工事に係る基準価格を算定したときは、当該基準価格を予定価格調書に記載するものとする。ただし、第 4 第 2 項の規定により最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。

2 基準価格に変動係数を乗じて得た最低制限価格は、開札時に予定価格調書に記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第 6 この要領の規定により最低制限価格制度を実施するときは、競争入札の公告又は指名競争入札通知書により周知するものとする。

（最低制限価格制度の対象外）

第 7 当該町営建設工事を発注するに当たり最低制限価格を設定することが適当でないと認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(補則)

第 8 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

最低制限価格算定調書

工 事 名 _____ 工事
 工事場所 山田町 _____ 地内

1 最低制限価格の上限の算定

予定価格（税抜き） _____ 円×9.2/10	① 上限額 _____ 円
--------------------------	---------------

注 左欄の計算により1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。

2 最低制限価格の下限の算定

予定価格（税抜き） _____ 円×7.5/10	② 下限額 _____ 円
--------------------------	---------------

注 左欄の計算により1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。

3 予定価格算出の基礎となった額に基づく最低制限価格算定基準価格の算定

直接工事費（税抜き） _____ 円×9.7/10	_____ 円
共通仮設費（ 〃 ） _____ 円×9/10	_____ 円
現場管理費（ 〃 ） _____ 円×9/10	_____ 円
一般管理費（ 〃 ） _____ 円×6.8/10	_____ 円
合 計	③ _____ 円

注 左欄の計算により1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。

4 最低制限価格

最低制限価格は、次に掲げるところにより定めること。

- (1) ③に変動係数を乗じて得た額が①を超える場合は、①とすること。
- (2) ③に変動係数を乗じて得た額が②に満たない場合は、②とすること。
- (3) (1)及び(2)に該当しない場合は、③に変動係数を乗じて得た額（計算により1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）とすること。
- (4) 変動係数については、入札執行者が別に定める。

変動係数	_____
最低制限価格	_____ 円

5 1から4によらない場合の最低制限価格

- (1) 1から4によらないで最低制限価格を定める理由

(2) 最低制限価格の算定

予定価格（税抜き） _____ 円× /	_____ 円
----------------------	---------

注1 予定価格に乘じる割合は、10分の7.5から10分の9.2の範囲とすること。

2 左欄の計算により1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。

変 動 係 数 調 書

工 事 名	
工 事 場 所	
開 札 日	年 月 日
本 入 札 に 使 用 す る 変 動 係 数	
上記のとおり定める。 年 月 日 入札執行者 職氏名 印 出力日時 年 月 日 時 分	